

子発0709第1号
令和3年7月9日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」の一部改正について

保育所における事故防止については、令和元年8月に、「「子育て支援に関する行政評価・監視～保育施設等の安全対策を中心として～結果報告書」を踏まえた留意事項について」（令和元年8月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省事務連絡）において、

- ・重大事故が発生しやすい場面で必要とされる各種対策
- ・救急救命講習の受講及び各種法令に基づき定期的な実施が規定された消防訓練

の重要性等について、管内の保育施設等に周知徹底を図るようお願いしているところです。

また、保育所における虐待を含む不適切保育に関しては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第9条の2において、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、（中略）当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」との規定が置かれており、「不適切保育に関する対応についての調査研究（周知）」（令和3年4月13日事務連絡）において、保育所内での不適切保育等を防止するための方策や発生したときの対応についての手引き等についてお示したところです。また、障害児を含めた虐待に対する指導監査を徹底するべきとの指摘もあるところです。

今般、上記の事項につき一層の徹底を図るため、「児童福祉行政指導監査実施要綱」を別紙のとおり改正することとしたので、各都道府県におかれては、十分御了知の上、貴管内市区町村に周知するとともに、関係部局及び市区町村と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

なお、事故報告については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発

1110 第 1 号、子子発 1110 第 1 号、子家発 1110 第 1 号通知) (別添 1) を、施設の安全確保については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン (平成 28 年 3 月内閣府、文部科学省、厚生労働省)」 (別添 2) を、不適切保育の防止や発生時の対応については、「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き (令和 3 年 3 月株式会社キャンサーキャン (令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)) (別添 3) も参考にして下さい。